

資 料

1	第41期鳥取県労働委員会委員名簿	61
2	鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	62
3	事務局職員名簿	64
4	年別事件件数調	65
5	年別事件処理件数調	66
6	年別地区別事件件数調	69
7	条例、要綱、申合せ事項等	70
	○鳥取県労働委員会の運営に関する規則	70
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	71
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	74
	○個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領	76
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務 の一部を労働委員会に委任する規則	78
	○知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について	79
	○知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	80
	○鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	81
	○鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	82
	○鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	83
	○鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	85
	○不当労働行為審査に関する申合せ	87
8	鳥取県労働委員会PR用ポスター・チラシ	91
9	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	93

※ 資料は平成21年1月1日現在とした。

1 第41期鳥取県労働委員会委員名簿（任期：H19.5.10～H21.5.9）

（平成21年1月1日現在）

区分	氏名	現職等	住所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡琴浦町
	安酸早苗	社会保険労務士	米子市
	濱田由紀子	弁護士	倉吉市
労働者委員	竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	鳥取市
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部長	島根県松江市
	磯江智昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	東伯郡湯梨浜町
	池内保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	鳥取市
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合執行委員長	鳥取市
使用者委員	杵村善久	株式会社山陰放送代表取締役会長	米子市
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長	米子市
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	鳥取市
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市

委員の異動

区分	氏名	任命年月日	退任年月日
公益	濱田 由紀子	平成20年 2月6日	
労働者	手嶋 ひとみ	平成18年 10月25日	平成20年 2月29日
労働者	池内 保子	平成20年 3月13日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿 (任期：H19.5.10～H21.5.9)

(平成21年1月1日現在)

氏名	現職等	住所	備考
太田 正志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員 (会長)	米子市	
河本 充弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員 (会長代理)	鳥取市	
松田 道昭	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	東伯郡琴浦町	
安酸 早苗	社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	米子市	
濱田 由紀子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	倉吉市	H20.2.6 任命
杉本 善三郎	弁護士	倉吉市	
松本 伸介	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	八頭郡八頭町	
長井 いずみ	税理士	鳥取市	
竹内 篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会 鳥取県本部職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
仁宮 敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長 鳥取県労働委員会労働者委員	島根県松江市	
磯江 智昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡 湯梨浜町	

氏名	現職等	住所	備考
池内保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会 女性委員会事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	H20.3.13 任命
竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
安田邦夫	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	米子市	
福田光明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	八頭郡八頭町	
五十嵐美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥取市	
杵村善久	株式会社山陰放送代表取締役会長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市	
上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市	
川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
稲井幾子	株式会社いらない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉吉市	
能登克浩	倉吉商工会議所専務理事	倉吉市	H19.7.26 任命
千原達郎	米子商工会議所専務理事	米子市	H19.11.22 任命
木下辰太郎	株式会社鳥取銀行常勤監査役	米子市	H19.7.26 任命
足田晃	鳥取県労働委員会事務局長	鳥取市	
竹本英雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥取市	

- ※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。
 ※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏 名	任命年月日	退任年月日
手嶋 ひとみ	平成18年 10月25日	平成20年 2月29日

3 事務局職員名簿

(平成21年1月1日現在)

課・担当名		職 名	氏 名	発令年月日	備 考
事務局 長			足 田 晃	平成 18. 4. 1	
事務局 次長 兼審査調整課長			竹 本 英 雄	平成 17. 4. 1	H14. 4. 1～H16. 3. 31次長 H16. 4. 1～H17. 3. 31次長 (調整課長事務取扱)
審 査 整 課	審査 担当	主 幹	佐々木 登美雄	平成 17. 4. 1	
		主 事	角 田 正 人	平成 20. 4. 1	
	相談・ 調整 担当	主 幹	奥 田 親 義	平成 20. 4. 1	
		副 主 幹	下 田 奈美子	平成 18. 4. 1	H17. 4. 1～H18. 3. 31主任
		副 主 幹	田 崎 直 幸	平成 19. 4. 1	
		主 事	北 川 哲 男	平成 17. 4. 1	

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成20年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	労働相談	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計								
昭和21～34	64	11		75	93			27	307		2	3
35	2			2	6			1	20			
36	11	2		13	8			3	29		1	1
37	13	4	2	19	11			2	34			
38	16	3		19	20			4	44			1
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	36			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	26			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
計	536	77	9	622	1,436	86	249	152	817	6	6	16

5 年別事件処理件数調
(1) 審査事件

区分 年別	不 当 勞 働 行 為 事 件															
	取 扱 開 始			申 立 て の 却 下	審 査 状 況				処 理 状 況					本 年 申		
	前 年 からの 繰 越	本 年 申 立 上 げ	計		自 発 的	申 立 上 げ の 取 下 げ		全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	解 雇	不 利 益 処 分
						関 与	左 以 外									
昭和 21~34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				3	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成元	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
18		1	1			1							1	0		
19			0										0	0		
20			0										0	0		
計	142	152	294	3	16	31	67	4	22	7	1	1	152	142	45	70

(昭和21年~平成20年)

立事件内訳			労働組合資格審査							認定告示			行政訴訟		再審査事件	
			取扱開始			取下げ・打切り	資格審査		次年へ繰越し	申請	結果		次年へ繰越し	前年からの繰越し		本年提訴
支配介入	団交拒否	その他	前年からの繰越し	本年申請	計		資格あり	資格なし			認定告示	打切り・その他			前年からの繰越し	
12	5		1	307	308	17	289	1	1				1	2	3	
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0					1	1	
2				34	34	1	33		0			1				
3	1			44	44	2	41		1						1	
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3				1	
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1						2	
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1		1				
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30				1			
1	1		30	12	42	18	13		11				1	1		
1	1		11	11	22	10	9		3				2			
2	2		3	11	14	3	8		3				2			
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1						1	
1			1	4	5		4		1						1	
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1						1	
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3						1	
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1						2	
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1						2	
			1	1	2		2		0							
				4	4		4		0							
	1			9	9	7	2		0							
				3	3		3		0							
				1	1		1		0							
96	47	5	189	817	1,006	144	672	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調整事件

(昭和21年～平成20年)

年別	区分 前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							解決率 (%)	
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越		
昭和												
21～45		250	250	158	16	57	18	0	1			68
46		43	43	17	1	20	5					45
47		33	33	16	3	10	4					55
48		19	19	9	1	7	2					53
49		20	20	8		6	5			1		57
50	1	23	24	17		4	2			1		81
51	1	21	22	8		11	1			2		42
52	2	8	10	8		1				1		89
53	1	9	10	6		4						60
54		8	8	4		2	1			1		67
55	1	6	7	1	1	5						14
56		13	13	6		7						46
57		24	24	9	2	2				11		69
58	11	19	30	17	4	5	1	3				65
59		31	31	9	4	8	9			1		43
60	1	6	7	3		4						43
61		14	14	8		5	1					62
62		9	9	6		3						67
63		11	11			11						0
平成元		4	4		1	3						0
2		9	9	1		8						11
3		11	11			10	1					0
4		3	3			3						0
5		5	5	2		3						40
6		6	6		1	2	3					0
7		3	3			2				1		0
8	1	1	2			1	1					0
9		2	2			2						0
10		1	1	1								100
11			0									
12			0									
13			0									
14		1	1	1								100
15			0									
16		1	1				1					
17			0									
18		3	3	3								100
19		2	2	1						1		100
20	1	3	4	1			3					100
計		622		320	34	206	58	3	1			57

(注) 解決率=解決÷(解決+不調+打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件

(平成14年～平成20年)

年別	区分 申請件数	終結処理区分						解決率 (%)
		解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			58
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		63
20	19	11		1	3	3	1	73
計	86	44	8	5	22	6		66

(注) 解決率={解決+取下げ(関与解決)}÷{解決+取下げ(関与解決)+取下げ+打切り}

6 年別地区別事件件数調

(平成11年～平成20年)

事件名	地区名	事件内訳	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	計	
調整事件	東部	あつせん				1		1			1		3	
		調停											0	
		仲裁											0	
		計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	
	中部	あつせん									1	1		2
		調停											2	2
		仲裁												0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4
	西部	あつせん									2		1	3
		調停												0
		仲裁												0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
計	あつせん				1			1		3	2	1	8	
	調停											2	2	
	仲裁												0	
	計	0	0	0	1	0	1	0	3	2	3	10		
実情調査	東部		12	14	12	11	10	11	11	10	11	12	114	
	中部				2	2	2	2	2	1	2	2	15	
	西部		11	8	11	12	12	11	11	8	6	6	96	
	計		23	22	25	25	24	24	24	19	19	20	225	
個別労働関係紛争 あつせん事件	東部	/					5	3	5	3	7	10	33	
	中部						1	1	1	3	3	3	12	
	西部					1	6	5	3	11	9	6	41	
	計					1	12	9	9	17	19	19	86	
不当労働行為事件	東部					2				1			3	
	中部			1									1	
	西部		1			1							2	
	計	0	1	1	0	3	0	0	1	0	0	6		
行政訴訟事件													0	
再審査事件				2				2					4	

7 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (鳥取県労委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1) 県外の事業所における労働関係に係るもの

(2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

(3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。

(6) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、

若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(8) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(9) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打ち切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによつては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（適用除外）

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方

独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正（同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。）及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第34号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類
- (5) あっせんを求める事項及びその理由
- (6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張
- (7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) あっせん員候補者の氏名及び職業
- (2) あっせん員候補者の経歴
- (3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあつせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあつせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あつせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あつせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あつせん案の受諾)

第6条 あつせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあつせん案を受諾したときは、当該あつせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あつせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あつせんの打ち切り)

第7条 あつせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あつせんを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あつせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあつせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
- (3) 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打ち切りを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あつせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あつせん員は、条例第8条の規定によりあつせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あつせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあつせんが打ち切られるまでは、いつでもあつせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の取下げがあったときは、あつせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あつせん員は、あつせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあつせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あつせん手続の非公開)

第10条 あつせん員が行うあつせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あつせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。